

投資信託の販売会社における 比較可能な共通KPIのご報告①

2020年6月12日
CSアセット株式会社
代表取締役 山田由佳

金融庁より2018年6月に公表された

[「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI」](#)について、

CSアセット株式会社（代表取締役：山田由佳 本社：名古屋市中区丸の内 以下「弊社」）は、2020年3月末時点の弊社の実績を以下の通り公表致します。

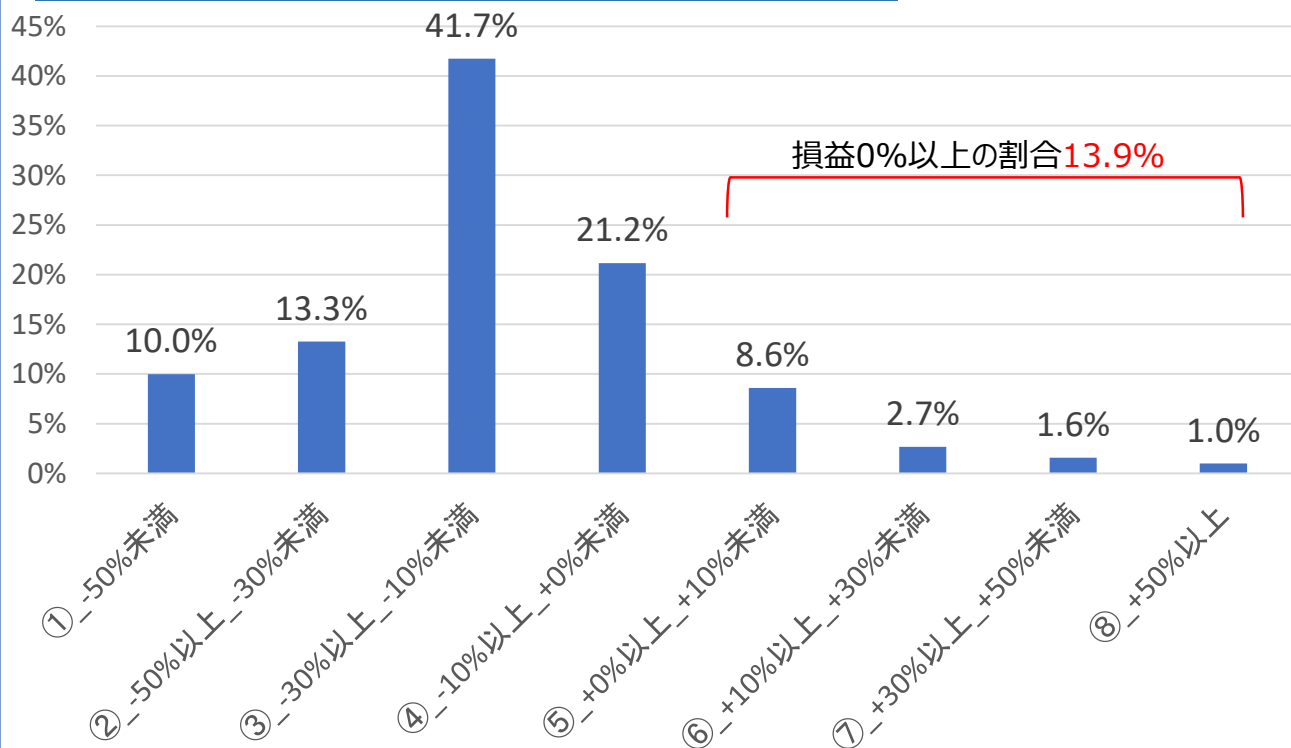
基準月は、新型コロナウイルスの影響により、世界経済の後退懸念から歴史的なリスク回避をとまなう市場環境となりました。足元の状況は世界的な財政出動により大幅に改善されております。

引き続き、長期的な視点にてお客様に接して参る姿勢に変更はございません。

弊社公表のお客様本位の業務方針に基づき、今後も定期的に報告させていただきます。

▶ 金融庁が公表した「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI」に係る当社実績

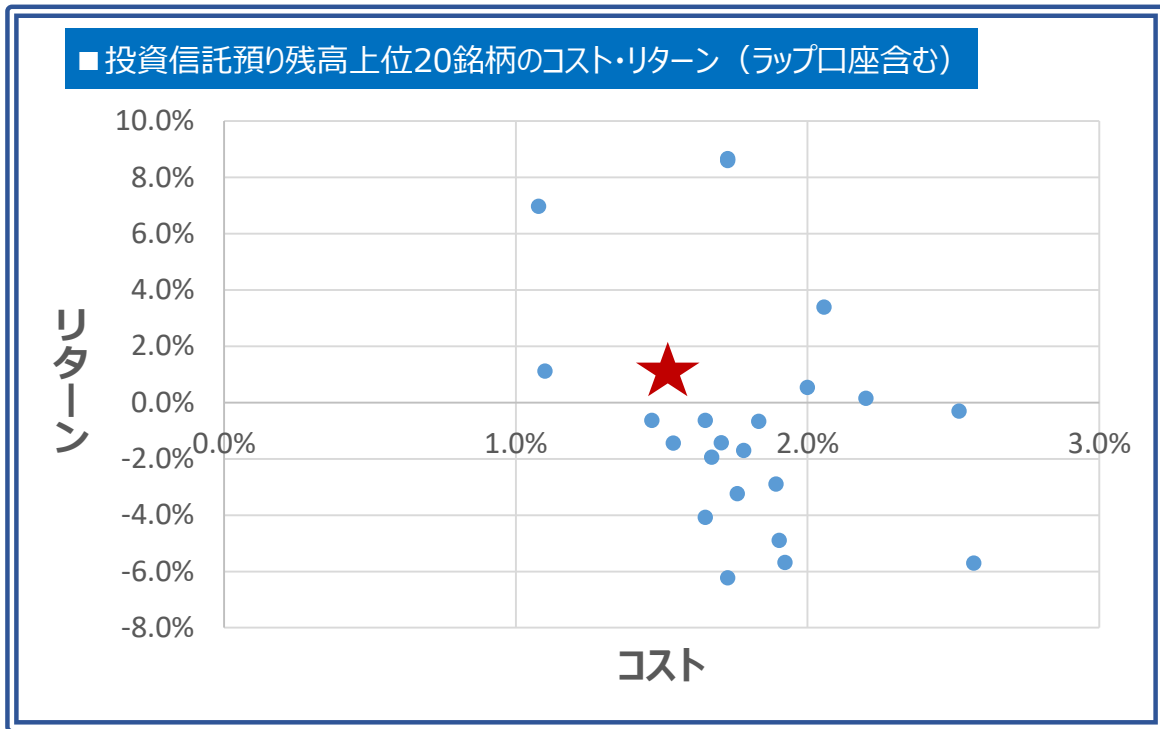
■ 投資信託の運用損益別顧客比率（ラップ口座含む）



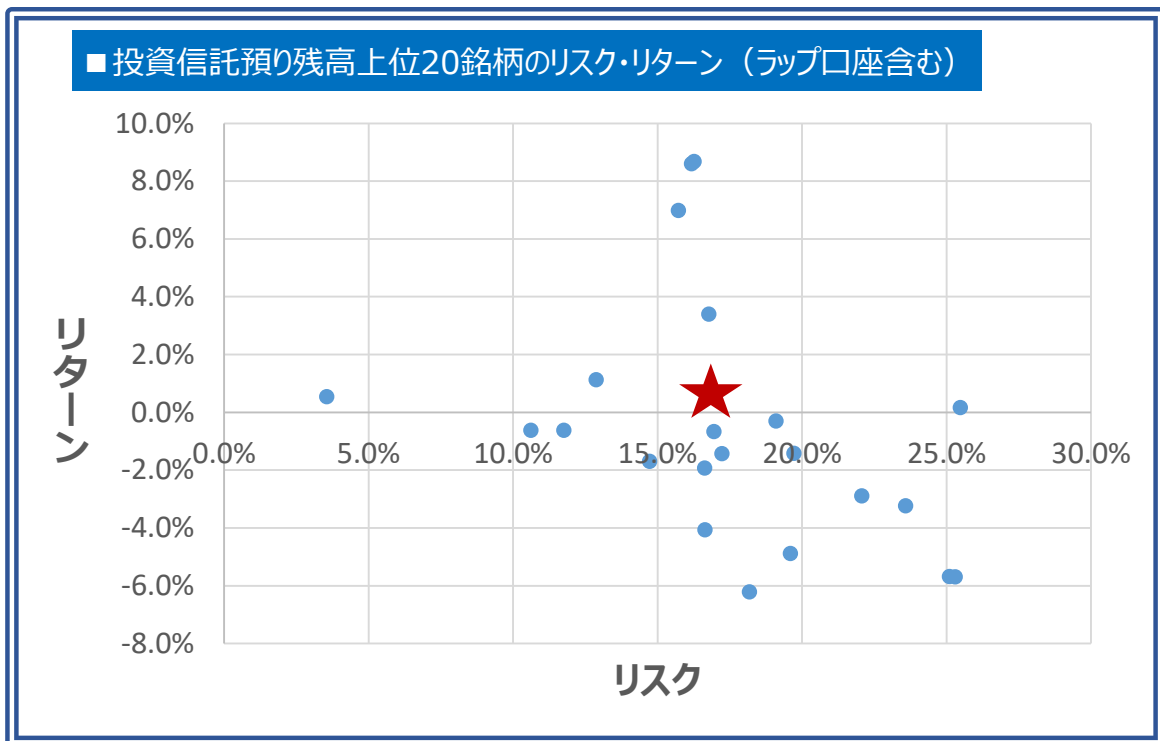
（2020年3月末現在の投資信託残高に基づき算出）

投資信託の販売会社における
比較可能な共通KPIのご報告②

2020年6月12日
CSアセット株式会社
代表取締役 山田由佳



(2020年3月末現在の投資信託残高に基づき算出)



(2020年3月末現在の投資信託残高に基づき算出)

お取引あたっての注意点 および明示事項

2020年6月12日
CSアセット株式会社
代表取締役 山田由佳

【手数料等について】

商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等（例えば、国内の金融商品取引所に上場する株式（売買単位未満株を除く）の場合は約定代金に対して所属金融商品取引業者等ごとに異なる割合の売買委託手数料、投資信託の場合は所属金融商品取引業者および銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費等）をご負担いただく場合があります（手数料等の具体的上限額および計算方法の概要は所属金融商品取引業者等ごとに異なるため本書面では表示することができません）

債券を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます（購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります）

また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、または異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて所属金融商品取引業者等ごとに決定した為替レートによるものとします。

【リスクについて】

各商品等には株式市場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況（財務・経営状況含む）の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ（元本欠損リスク）、または元本を超過する損失を生じるおそれ（元本超過損リスク）があります。なお、信用取引またはデリバティブ取引等（以下「デリバティブ取引等」といいます）を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金または証拠金の額（以下「委託証拠金等の額」といいます）を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金の額を上回るおそれ（元本超過損失リスク）があります。

上記の手数料およびリスク等は、お客様が金融商品取引契約を結ぶ所属金融商品取引業者等（次ページに記載）の取扱商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料等をよくお読みください。

■本資料は投資判断の参考となる情報提供のみを目的として作成されたものです。投資に関する最終決定は投資家ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。本資料は、信頼できると判断した情報源からの情報に基づいて作成したものです。正確性、完全性を保証するものではありません。万一、本資料に基づいてお客様が損害を被ったとしても当社及び情報発信元は一切その責任を負うものではありません。本資料は著作権によって保護されており、無断で転用、複製又は販売等を行うことは固く禁じます。

●広告等補完書面（金融商品取引法66条の10（広告等の規制）に基づく表示）

金融商品仲介業者の商号：CSアセット株式会社 金融商品仲介業者 東海財務局長（金仲）第144号

所属金融商品取引業者

楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

株式会社SBI証券 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

あかつき証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会

●金融商品仲介業の名称等の明示事項（金融商品取引法第66条の11）

- ・当社は所属金融商品取引業者の代理権は有していません。
- ・金融商品仲介業に関して、お客様から直接、金銭や有価証券のお預かりをすることはありません。
- ・所属金融商品取引業者が二者以上ある場合、どの金融商品取引業者がお客様の取引の相手方となるかお知らせします。
- ・所属金融商品取引業者が二者以上ある場合で、お客様が行なおうとする取引について、所属金融商品取引業者間で支払う手数料が相違する場合は、その説明を行いません。

